

第3次秦野市環境基本計画に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和8年2月17日（火）から3月18日（水）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 環境共生課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 目的	0	0	0	0	0	0
2 位置付け	0	0	0	0	0	0
3 見直しの基本的な考え方	1	0	0	0	0	1
4 考慮すべき策定時からの変化	0	0	0	0	0	0
5 計画の体系	0	0	0	0	0	0
6 現計画の中心的取組における進捗状況 と評価及び新規数値目標の設定（案）	0	0	0	0	0	0
7 具体的取組の見直し（案）	4	0	1	1	0	2
8 推進・評価体制	0	0	0	0	0	0
9 進行管理の手法	1	0	0	1	0	0
計	6	0	1	2	0	3

※ 意見への対応区分

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C：今後の取組において参考とさせていただくもの

D：計画に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

「第3次秦野市環境基本計画」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・御提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	3 見直しの基本的な考え方	—	秦野市の環境基本条例には市民の責務が書いてあるが、市民がどういう風に取り組んでいいのかという視点がない。市民が見て、我々はこういう行動をとればいいのか分かる計画であれば分かりやすい。	E	今回の中間見直しでは、中心的取組の令和12年度の新規目標値の設定及び具体的取組の一部修正を行うものとしており、次期改定時には、さらに市民が分かりやすい計画となるように努めます。
2	7 具体的取組の見直し(案)	—	古いお宅が建て替えられる時、木が一本も植えられることなく、庭もなく、コンクリートで埋め立てられた駐車場スペースが広いことが気になります。個人のお宅のことなので介入はできませんし、庭を管理する経済的な余裕や時間がないのだと察せられますが、そういった建物を建てることを秦野市長が承認しているということが、環境への配慮が足りないと感じています。	E	秦野市まちづくり条例に基づいて環境創出行為の基準等を定め、緑地の確保についても、同条例に基づいて指導をしているところです。市の木、市の花の普及啓発、苗木の配布など、地道に意識の醸成を継続します。
3	7 具体的取組の見直し(案)	6	具体的取組の第1節基本施策1分類2のエコツーリズムによるふれあいの場づくりの推進について、弘法山や周辺のハイキングコースの整備とあるが、最近の整備内容と今後の予定が分かれば教えて欲しい。	E	ハード面の整備では、弘法山での見晴台の整備や、ハイキングコースでも歩きにくい場所を整備しているほか、ナラ枯れの倒木対策などを行っています。また、震生湖では、橋の架け替え整備を進めており、使いやすく安全に楽しんでいただけるように努めています。
4	7 具体的取組の見直し(案)	6	弘法山のハイキング客について、弘法の里湯が満杯であり地元からは何でゆたか温泉の源泉を放置しているのかというお話がある。温泉施設の整備にはお金がかかるが、民間が再開発に進めるよう、ニーズに対してアクションをして欲しい。	C	今回の具体的な取組の見直しでは、ソフト面での充実を図るため、「表丹沢ツーリズム」の表現を加えています。また、ハード面の整備に向けたアクションについては、今後の取組において参考にさせていただきます。
5	7 具体的取組の見直し(案)	7	具体的取組の第4節基本施策1分類3の歴史や文化的遺産の継承について、四ツ角周辺の文化を整備登録するのは大切だが、パチンコ跡地や商店街シャッター通りが増えているため、中心市街地の活性化が必要ではないか。	B	第4節基本施策1分類2の「中心市街地活性化の推進」を新たに加えました。秦野駅北口周辺の活性化に向けた中心市街地活性化計画において、歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりの推進し、環境に配慮した中心市街地の活性化に取り組みます。
6	9 進行管理の手法	8	フォアキャスティングについて、この図を見ると実現したい未来は、実現できない未来のように見えるが。	C	矢印が伸びていけば、実現したい未来に近づいていくと考えますので、5年毎の見直し評価を行い、施策の展開に努めます。

【区分】

A:意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B:意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
C:今後の取組において参考とさせていただくもの D:計画案に反映できないもの E:その他(感想、質問等)